

第 1 2 号議案

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

足立区障がい者福祉手当条例（昭和 4 9 年足立区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 2 号（次号）」を「同表第 3 号（第 3 号）」に、「第 4 号」を「同表第 5 号」に改め、同条第 2 号中「のうち、身体の障がいの程度が 3 級のもの」を削り、同条第 3 号中「者」の次に「のうち、身体の障がいの程度が 3 級のもの及び同表第 4 号に該当する者」を加える。

別表第 1 号を次のように改める。

- 1 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日 4 2 民児精発第 5 8 号）第 5 条第 2 項の規定により愛の手帳の交付を受けている者
のうち同要綱第 6 条第 3 号に定める知的障害の程度が 1 度から 3 度
までであるもの

別表中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 東京都愛の手帳交付要綱第 5 条第 2 項の規定により愛の手帳の交付を受けている者
のうち同要綱第 6 条第 3 号に定める知的障害の程度が 4 度であるもの

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の足立区障がい者福祉手当条例（以下「新条

例」という。)第3条第2号に規定する手当(以下「手当」という。)の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第3条及び別表の規定は、平成31年4月以後の月分の手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

4 平成31年4月1日前に新条例第3条第2号に掲げる者であって、平成32年3月31日までに手当の受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)をした者については、平成31年4月1日に申請があったものとみなす。

(提案理由)

障がい者福祉手当の支給要件を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。